

輸出取引信用保険のご案内

輸出取引信用保険は、輸出取引用「取引信用保険」のペットネームです。

ユーラーヘルメス信用保険会社 日本支店

A company of
Allianz 

 EULER HERMES

はじめに

➤ 弊社は、海外における長年の経験とこれまで蓄積したノウハウを活かし、2005年4月より日本から海外向けの取引にかかる「輸出取引信用保険」の販売を開始し、以降、本年で6年目を迎えております。

➤ もともと日本では、海外との取引にかかる保険は、「貿易保険」として、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)による事業の独占的实施という事実上の規制が存在していたため、これまで民間保険会社が同種の保険を扱うことはできない状態にありました。

しかしながら、諸外国と同様に、「民間でできることは民間で」の原則の下、民間保険会社が輸出取引信用保険を取り扱うことにより、保険商品やサービスの拡大や多様化が図られ、結果として日本企業に便益がもたらされることが期待されております。

弊社がヨーロッパにおいて100年以上行ってきた本保険の販売実績を以って、日本企業やマーケットの利益にお役に立てることができましたら幸甚です。

取引信用保険とは

取引信用保険とは、お取引先が倒産または一定期間以上支払い不能になった場合に、貸倒れ金額の一定割合が保険金として支払われる保険です。

ヨーロッパでは、

- ①企業と信管理業務のために要するコストと時間を節減する、
 - ②取引先の倒産等を原因として売掛債権の回収が不可能となった場合に企業が被る悪影響を防ぐ、
- といった目的で古くから商取引に活用されてきました。

アジアでは比較的新種の保険ではありますが、日本では既に90年代後半以降、国内取引に関する取引信用保険の本格的な販売がされており、2005年4月からは貿易分野に対する取引信用保険についても引受けの開始がはじまりました。

輸出取引信用保険の三つの機能

1. 与信管理サポート機能

世界各地で長年にわたり培ってきた、弊社ネットワークと経験に基づき、すべてのお取引先を個別審査し、お取引先ごとに信用限度額を設定します。また常時お取引先の信用状況をモニタリングします。信用限度額は、貴社の与信限度としてご利用いただけます。企業審査とモニタリングは、お取引先の所在国もしくは所轄国において行います。

2. 保険機能

お取引先の倒産または支払遅延により売掛債権が回収不能となったときの損害を補償します。お取引先に知られることなく、リスクヘッジが可能です。

3. 債権回収機能

弊社のネットワークを利用し、保険事故発生前(支払遅延)および発生後の海外での債権回収をサポートします。

輸出取引信用保険導入のメリット

➤ 国内、海外の売掛債権をユーラーヘルメスグループにて一元管理・保険付保できます。
(国内のみ、輸出のみのお取扱も可能です)

バイヤーの所在国によってはオフショア保険も可能です。

➤ 従来日本国内では信用危険・非常危険をセットにした貿易保険しかありませんでしたが、信用危険のみ、さらに出荷後のリスクのみ等必要な範囲を選択することにより、保険料を抑えることが可能です。

➤ 従来のL/C取引から、送金ベースへの変更要請があった場合でも、輸出取引信用保険を付保することにより安心して取引が続けられます。他国のメーカー等との厳しい競争の中、取引の拡大、新規お取引先の選定の際に大きなメリットになります。

➤ 包括契約のため、お取引先ごとの信用限度額を一旦設定すれば、個別輸出取引毎の申込が不要です。また弊社の債権回収ネットワークを利用することにより、保険金支払後の保険契約者からの債権回収状況の報告義務もなく、事務負担の削減も可能です。

輸出取引信用保険 引受の対象

引受対象となる企業

- 保険対象売上高原則5億円以上
- 保険対象となるお取引先数原則10社以上

***但し、上記金額、お取引先数より小さい規模であってもお引受けする場合があります。**

保険対象となる取引

- すべてのお取引先について、継続的な商品の売買、役務の提供等から発生する、決済期間が1年以内の短期債権を包括的に保険の対象とします。
- 仲介貿易(三国間貿易)も対象となります。

保険対象とならない取引

- 決済期間が1年を超える債権
- 個別のお取引
- 特定のお取引先との取引
- 不動産の賃貸借およびリース等

輸出取引信用保険の対象となる債権

- 貴社が、海外のお取引先との売買契約・役務提供契約等に基づき、お取引先に引渡した商品・提供した役務から発生する、決済期間が1年を超えない短期の債権が保険の対象となります。
- 貴社の商品の引渡し・役務の提供に先立ち、弊社が信用限度額を設定させていただいたお取引先に対する債権が保険の対象となります。
- 商品の引渡し・役務の提供が、保険契約締結後に行われ、これに基づき生じる債権が保険の対象となります。また、保険事故が更改契約を含む保険期間中に発生していることが保険金お支払の要件となります。

保険契約開始時に存在する債権もしくは保険契約終了時に存在する債権についても補償の対象とする特約があります。別途、ご相談ください。

- 保険責任は、「商品の出荷・役務の提供着手」から開始しますが、お取引先へのご請求がその時点から30日以内に行われることを原則としております。

輸出取引信用保険の対象とならない債権

次のような契約やお取引に基づく債権については、保険の対象外となります。

- 官公庁・事業者でない個人との契約
- 貴社が、直接または間接に過半数の株式または持分を有するなど、経営上の決定権に支配的影響を行使できる相手方との契約
- 賃貸借契約、リース契約
- 破産、整理等の法的手続を実行するための申立が行われた、お取引先に対する商品の納入・役務の提供
- 弊社がお取引先に設定した信用限度額を超えて行われた商品の納入・役務の提供
- 弊社がお取引先に設定した信用限度額を取消した後に行われた商品の納入・役務の提供
(保険会社の承認が必要)

など

輸出取引信用保険の付保範囲

| | 出荷前 | 出荷後 |
|--|------|------|
| 信用危険（コマーシャルリスク） お取引先の責任により生じるリスク | ○ 注1 | ◎ |
| 政治的危険（ポリティカルリスク） 戦争、為替取引制限等により生じるリスク | ○ 注2 | ○ 注2 |

◎本保険によるスタンダードカバーとなります。

○特約にてお引受け可能となります。

注1) 主に製造業のご契約者様向けに、仕掛中の費用をカバーする特約の付帯が可能です。

注2) 政治的危険のカバーをご希望の場合は、特約扱いとなりますので、別途ご相談ください。

政治的危険(ポリティカルリスク)担保特約

特約を付帯することにより、次のような政治的危険による損害についても保険金をお支払いすることができます。あわせて、海外の官公庁とのお取引を保険の対象に含めることができます。詳細は弊社担当者にご相談ください。

お取引先の支払が、行政上の措置、戦争、内乱、敵対行為、没収、謀反、反乱、革命、暴動、テロ行為、ストライキもしくは動乱等により不能となったとき

お取引先が、送金のため、金融機関に資金を預託した後、行政当局による為替制限・外貨規制などにより国際間の資金の移動が制限され、通貨の交換または海外送金が不能となったとき

など

ただし、次のような場合には、保険またはお支払の対象外となります。

お引受対象となっている国の一部もしくはすべてについて、危険が増大したとき、弊社は以降のお取引について保険金支払の責任を取消す場合があります。

また、5大国(*)相互間で戦争が発生したとき、戦争もしくは地震などの自然災害に起因した損害については保険金支払の対象となりません。

* 5大国とは中華人民共和国、フランス共和国、英国、ロシア連邦、アメリカ合衆国をいいます。

保険金をお支払いする場合

保険事故

保険期間中に次のような事態が発生したとき、これを保険事故とし、その直接の結果として、債権回収が不能となったとき保険金のお支払を行います。

(1) 裁判所等により、お取引先につき破産管財人、管財人、清算人、監督委員等の職務を行う者が選任されたとき

(2) 和議、整理、和解等の手続が承認され、その結果にお取引先およびお取引先のすべての債権者が拘束されることになったとき

(3) 貴社がお取引先の財産につき強制執行を行なった結果、未払債権のすべてあるいは一部を解消することができなかつたとき

(4) お取引先につき、上記と同様の事態が生じたと弊社が認定したとき

(5) 債務不履行延長期間終了後(※)も債権の全部または一部が未払のまま残っているとき

※ 弊社に対する支払遅延のご報告をいただいてから180日後とします。

保険金をお支払いできない主な場合

保険の対象とならないお取引について生じた損害

お取引先が官公庁・個人の場合

貴社がその経営に支配的影響を行使できるお取引先とのお取引である場合

お取引が賃貸借またはリースである場合

など

保険の対象とならない損害

為替相場の変動、利息に関する債権、契約上の違約金などに起因する損害

お取引先に対し、破産等の申立が行われた後の商品の引渡・役務の提供つき生じた損害

戦争、外国の武力行使などが原因となって生じた損害(*)

地震、噴火などの自然災害または核燃料物質の影響が原因となって生じた損害

貴社側の故意、重大な過失が原因となって生じた損害

関税その他の税金についての損害

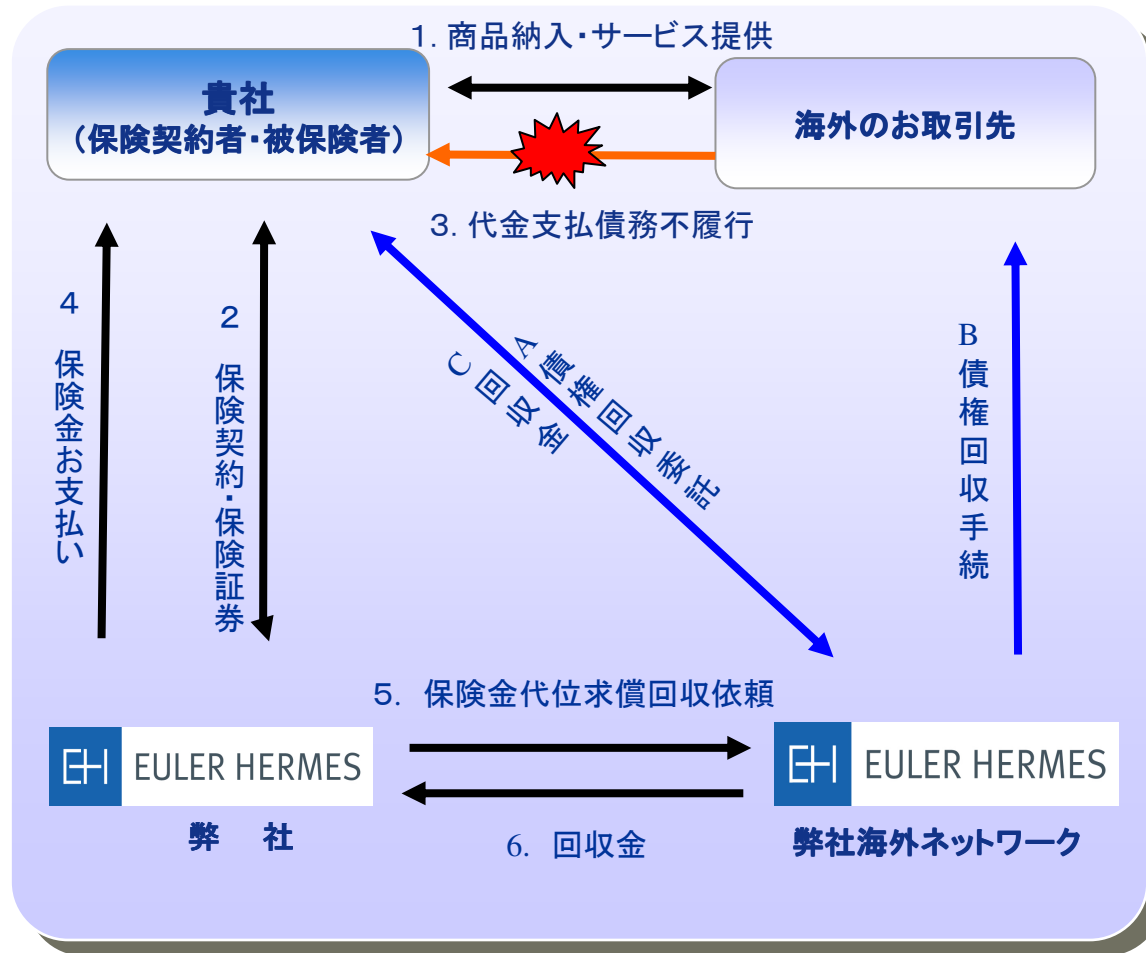
など

* 政治的危険(Political Risk)は、別途ご相談の上保険の対象とすることが出来ます。

債権回収のしくみ

19カ国に展開する弊社グループ拠点と85カ国の債権回収エージェントによる債権回収を行います。

1. お取引先との継続的取引
2. 輸出取引信用保険契約
3. お取引先の代金支払債務不履行
支払遅延・倒産
4. 保険事故発生後、保険金お支払
5. 弊社代位求償分回収委託(貴社分回収手続継続)



貴社債権の回収業務

- A. 保険事故前回収委託
- B. 回収手続
- C. 回収金の送金

保険金支払後も
回収業務継続

ユーラーヘルメスグループ 債権回収ネットワーク



保険金支払前から支払遅延債権回収のお手伝いをします。(*1)
(日本国内では弁護士法、サービサー法との関係でご提供できません。)

ユーラーヘルメスグループの債権回収拠点

19ヶ国に展開(*2)

提携債権回収エージェント

85の国と地域に配置(*2)

輸出高5982億ドル(*3)のうち

98%の国と地域をカバー

*1) 弊社のシンガポール支店へアウトソーシングし、日本人スタッフが対応いたします。

*2) 2006年4月末現在

*3) 2005年度(JETRO統計)

お支払保険金の算定

1. 保険金算定方法

$$\text{お支払保険金} = [\text{債権額}(*)] - \left\{ \begin{array}{c} \text{相殺権} \\ \text{回収債権} \\ \text{回収商品売却代金} \\ \text{など} \end{array} \right\} - \text{免責金額} \times \text{縮小率}$$

* 債権額は次のとおりとなります。

- ▷ お取引先への債権額 < 信用限度額 のとき 債権額
- ▷ お取引先への債権額 > 信用限度額 のとき 信用限度額相当の債権額

2. 弊社は支払保険金に見合った債権を代位取得いたします。

保険料の計算方式

<年間売上高方式>

保険の対象となる契約期間中の年間売上高に対して、保険料率を乗じたものが年間確定保険料となります。

保険料率は貴社の売上高、過去の貸倒損失、決済期間、お取引先の所在国等を基に個別に設定させていただきます。

(計算例)

| | |
|---|----------|
| ・保険の対象となる年間売上高 | 120億円 |
| ・保険料率 | 0.2% のとき |
| $120\text{億円} \times 0.2\% = 2400\text{万円 (年間保険料)}$ | |

<債権残高方式>

各お取引先の毎月の売掛債権残高に基づき、保険の対象となる債権残高の合計額を求め、その額に保険料率を乗じたものが当月分の保険料となります。

同様に算出した各月の保険料の12ヵ月分が年間の確定保険料となります。

保険料率は貴社の売上高、債権残高、過去の貸倒損失、決済期間、お取引先の所在国等を基に個別に設定させていただきます。

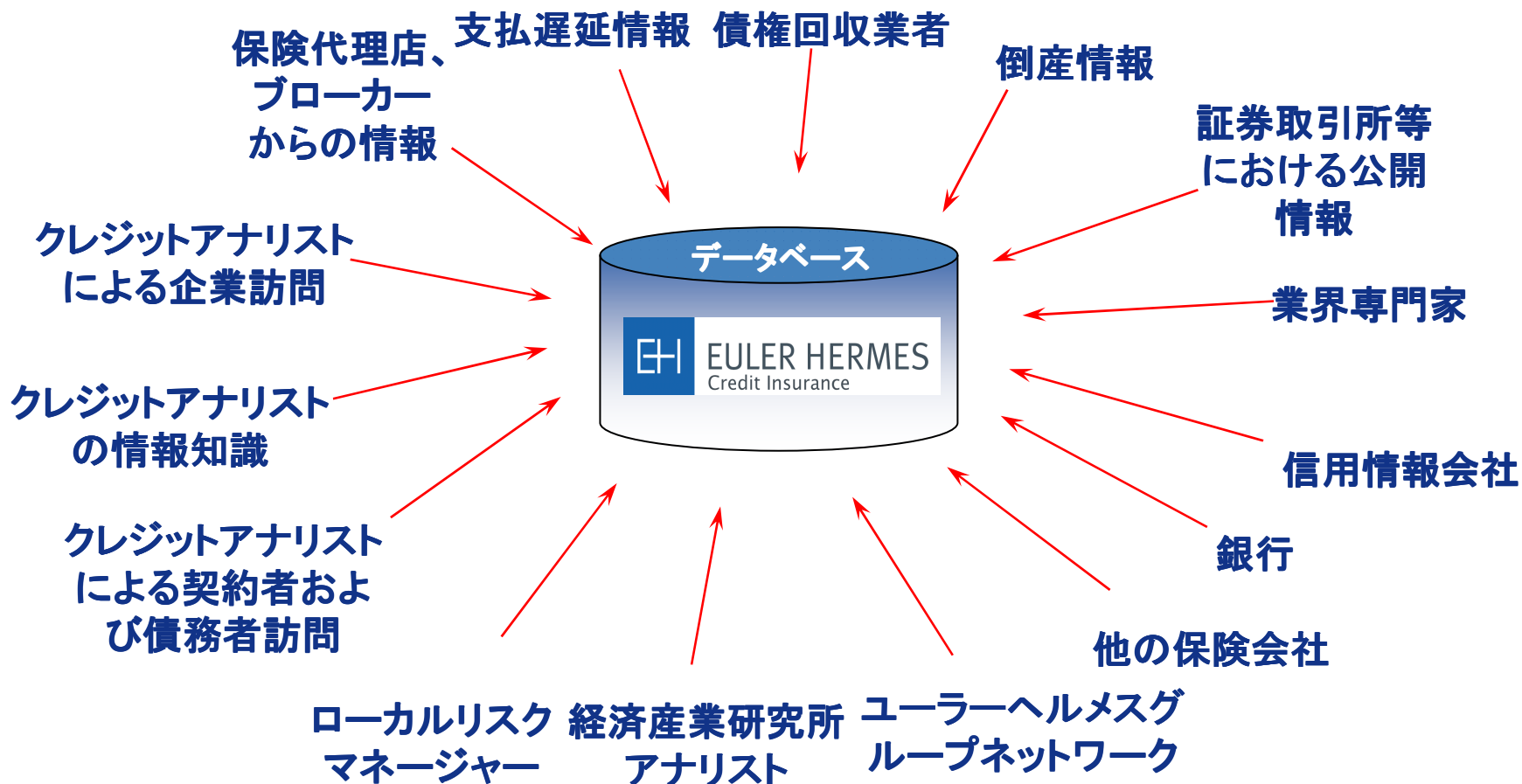
(計算例)

| | |
|--|------------|
| ・保険の対象となる年間売上高 | 120億円 |
| ・保険の対象となる毎月の債権残高(平均) | 20億円 |
| ・保険料率 | 0.1%/月 のとき |
| $20\text{億円} \times 0.1\% \times 12 = 2400\text{万円 (年間保険料)}$ | |

保険契約締結までの流れ



企業情報のデータベース



審査料について

➤お取引先の企業審査や信用状態のモニタリングは、弊社のネットワークを利用して、お取引先の所在国もしくは所轄国において行います。なお、保険料とは別に審査手数料が必要になります。また企業調査レポートの発行はいたしません。

| | |
|-----------|------------------------------|
| | 主要信用調査会社 |
| | 企業調査レポート |
| 料金 | 一部につき 20,000円～ 60,000円 |

| |
|-------------------------|
| ユーラーヘルメス |
| 審査手数料 |
| 一社・年間 5,250円 (税込) |

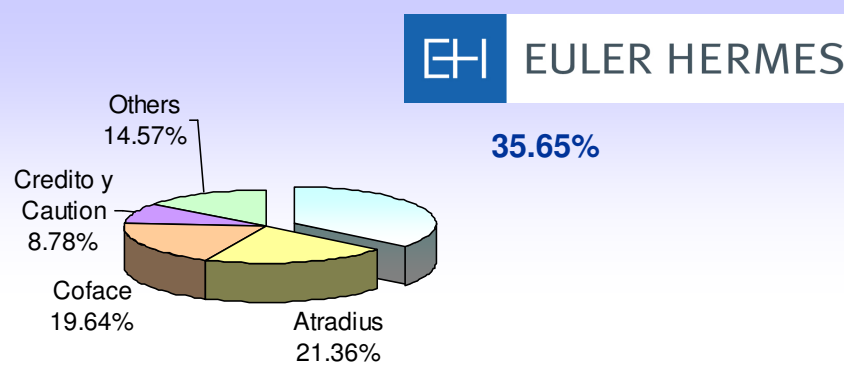
ユーラーヘルメスの会社概要

世界の有力信用保険会社



| 保険料収入順位 | 会社名 | 国 |
|---------|-------------------|------|
| 1 | EULER HERMES | 仏 |
| 2 | Atradius | 蘭 |
| 3 | Coface | 仏 |
| 4 | Credito y Caucion | スペイン |

市場占有比率



出典：ユーラーヘルメス、国際信用保険協会(ICISA)2008年1月

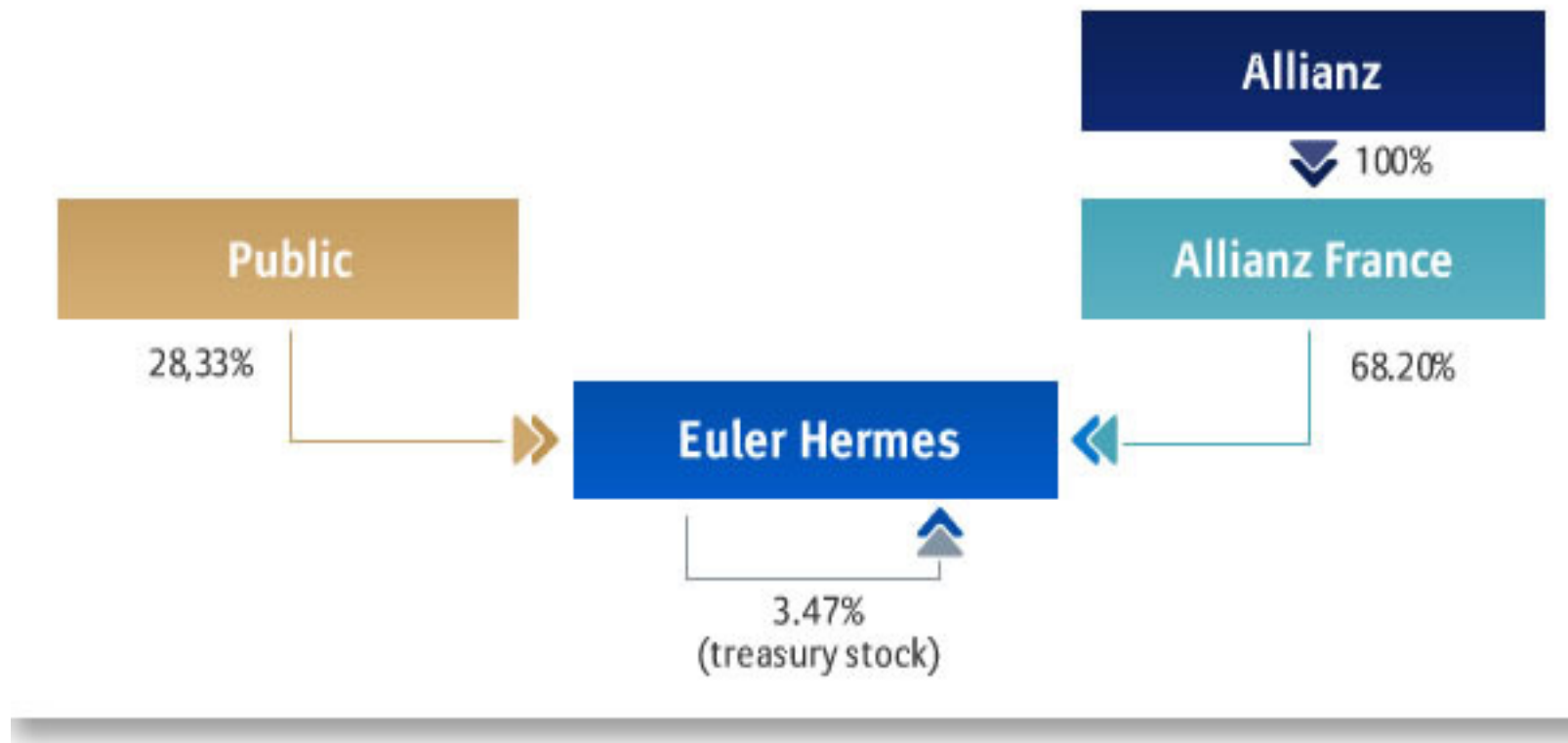
会社概要:ユーラーヘルメス信用保険会社 日本支店



- ◇ 所在地: 東京都中央区京橋1丁目8-7
京橋日殖ビル7階
- ◇ 設立: 2001年11月
- ◇ 金融庁免許取得日: 2002年3月
- ◇ 事業種目: 取引信用保険
- ◇ 営業開始: 2002年4月
- ◇ 業種: 損害保険業
- ◇ 日本支店総支配人: 田中 豊



株主構成



2009年12月31日現在

ユーラーヘルメスグループのご紹介 - 世界最大の信用保険グループ -

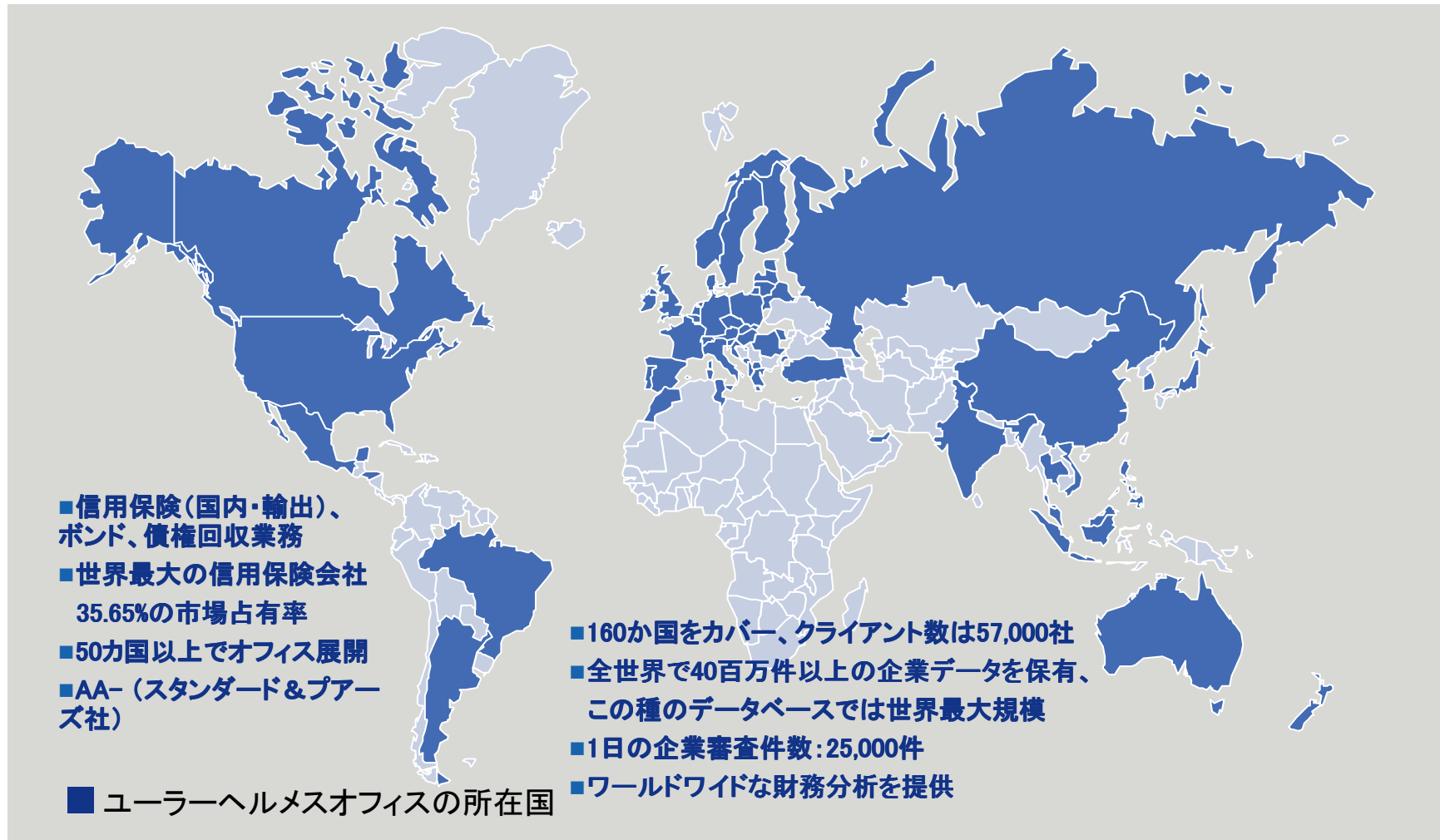
- ◇ **創業:** 1917年
- ◇ **設立:** 2002年7月
- ◇ **業種:** 民間信用保険及び関連業務
- ◇ **業績概要** 総保険料収入: 2,086百万ユーロ(約2,607億円)
- ◇ **格付け:** AA-(スタンダード&プアーズ社)
- ◇ **本社:** フランス、パリ
- ◇ **従業員数:** 6,209人
- ◇ **親会社:** アリアンツグループ(1998年以降)



会社概要:ユーラー・ヘルメス・クレジット・サービスズ・ジャパン株式会社

- ◇所在地: 東京都中央区京橋1丁目8-7
京橋日殖ビル7階
- ◇設立: 2000年8月4日
- ◇事業内容: 企業審査
- ◇代表取締役: 田中 豊

ユーラーヘルメスグループのグローバルネットワーク



A company of
Allianz 

Thank you for your attention.

A company of
Allianz 

 EULER HERMES